

# あしたへ生きる

2021年  
れいわねん  
(令和3年)  
だい  
第41集  
しゅう

だれ しあわ い しゃ かい  
～誰もが幸せに生きられる社会へ～



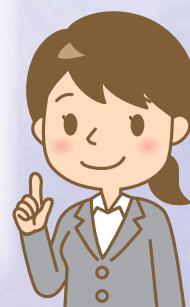
P1～2…… あらゆる人権侵害からすべての市民を守るために

P3～6…… 那珂川市子どもの権利条例

P7～10…… 那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例

P11～14… 令和3年度 那珂川市同和問題講演会

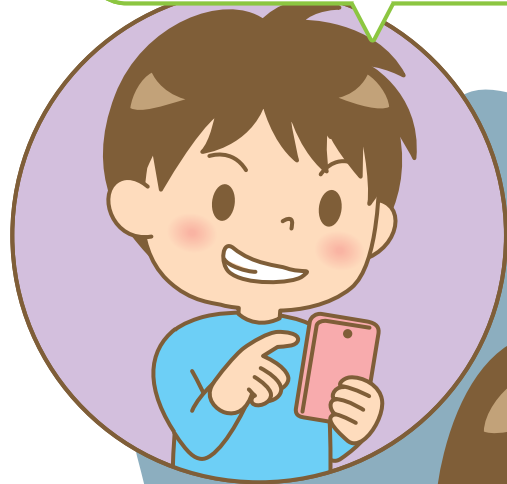
「ネット人権侵害と部落差別の現実」



# あらゆる人権侵害からすべての市民を守るために

〇〇さんって、最近、生意気だな。  
みんなで無視しようぜ。

私も、同じことを思っていたわ。  
少し痛い目にあわせよう。  
そうしたら、少しは変わるかも。



まさか、自分がこんな  
に言われるなんて。  
怖い! どうしよう?



これって、いじめじゃない?  
でも、先生に言うと、私がいじめの  
標的にされそうで怖い。  
どうすればいいの? なんとか彼女  
を助けられないかな?

無視するなんて嫌だなあ。でも合わ  
せないと自分が仲間外れにされて  
しまう。  
明日みんなに会ったら、どうい  
う行動をとればいいんだ? 困った!  
どこかに相談できればいいのに。

「〇〇さんは、同和地区の人らしいよ。」  
ってSNS\*1で送ってきたよ。  
これって、どういう意図があるの？

〇〇さんは、同和地区の人だから  
仲間外れにしようという意図があ  
るよね。どうしよう。  
このままだったら差別が広がるし、  
〇〇さんを守らないと…。



ネット社会しゃかいになって、とても便利べんりになったけれど、人を傷つけたり、差別さべつをあおったりする情報じょうほうもあふれているね。とても危険きけんだわ。

国や県、市は何もしてくれないのかな？  
個人こじんでなくしていくのは難しい。いつ自分じぶんも標的にされるか、わからない。怖いこわい社会しゃかいになったものだ。どうかしてほしい。

人は生まれながらに  
幸せしあわになる権利けんりがあります。  
その権利けんりを守るために、  
条例じょうれいを制定せいしました。

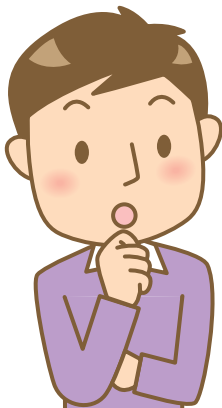
\*1 SNS: ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録している利用者同士が交流できるネット上のサービス。

# 「な か がわ し こ那珂川市けん り じょう れい子どもの権利条例し こ う」を施行しました



「こ子どもの権利条例けん り じょう れい」はなぜできたの？

こ子どもの貧困ひん こん、児童虐待じ どう ぎやくたい、いじめなど、  
こ子どもが置かれている状況じょうきように危機感き き かん  
を覚えたおぼ多くの地域住民ち いきじゅうみんの提案てい あんを受けてしょうれい条例ができたんだよ。



おとな大人がすべきことは、なん何ですか？

こ子どものあるがままを認め、受け入れ、  
寄り添うこと、こ子どもの側がわに立って、  
こ子どもそのものを理解り かいしようとするこ  
とです。



「こ子どもの権利条例けん り じょう れい」ができたって言っているけど、  
こ子どもの権利けん りってそもそも何なにがあるの？

つぎ次のページから詳しい説明せつ めいをしていくよ！



## 1

## 安心して生きる権利



お母さん。SNSで私の悪口をクラスみんなが  
言っているんだけど、どうしたらいいかな。

相談してくれてありがとう。それは、つらいね。  
お母さんもどうしたら解決できるか、一緒に考えるね。



「安心して生きる権利」とは、例えば「命が守られ、平和  
と安全な環境のもとに暮らすこと」「愛情をもって大切に  
育てられること」「虐待と体罰、いじめから心身が守  
られること」などです。



## 2

## 自分らしく生きる権利



ぼくは何をやっても、親に叱られるし、先生には注  
意されるし、ぼくにはいいところがないのかな？  
何もやる気がおきない。

みんな、Aさんのよさに気づいていないのね。さっき  
目の不自由な人が道を横断しようとしたとき、自分の  
肩に手を置くように伝えて、一緒に横断していたじゃ  
ない。Aさんには、人として大切な「やさしい心」があ  
ると思うよ。自信をもって。



「自分らしく生きる権利」とは、例えば「自分の存在を  
認められ、尊重されること」「自分の可能性に挑戦す  
ること」「自分の考えを持ち、自分らしくありのままで  
生きる権利」などです。



## 3

こころゆた そだ けんり  
心豊かに育つ権利

え こ し どう かん こ わたし い  
「恵子児童館子どもまつり」に私も行きたい!

ぜ ひ、行 っ て み る と い い で す よ。「恵子児童館  
こ ども ま つ り」で は 市 内 の 小 中 学 校 の 子 ども  
た ち が 作 っ た「人 権 の 木 (人 権 メ ッ セ ー ジ)」  
が 掲 示 さ れ て い ま す。そ れ を 読 む と み ん な  
の 思 い が 伝 わ り 心 が あ た た か く な り ま す よ。



こころゆた そだ けんり たと じんけん へいわ たいせつ  
「心豊かに育つ権利」とは、例えば、「人権と平和の大切さ  
を学ぶこと」「自ら学びたいことを学ぶこと」などです。



## 4

い けん つた さん か けんり  
意見を伝え参加する権利

こ ん ど し ゃ かい あか うん どう じゅう みる しゅう かい  
今 度 の「社 会 を 明 る く す る 運 動 の 住 民 集 会」で、  
な か が わ し の み な さ ん に 伝 え た い こ と が あ る ん で す。

ど ん な こ と を 伝 え た い で す か？



コ ロ ナ 禍 で 人 を「思 い や る 心」が 目 立 た な く な っ た と 思 い ま す。  
こ ん な 時 刻 ぞ、「思 い や る 心」が 大 切 だ と 伝 え た い の で す。

B さ ん は、素 晴 ら し い 意 見 を 持 っ て い ま す ね。  
ぜ ひ 発 表 し て く だ さ い。



「意 見 を 伝 え 参 加 す る 権 利」とは、例 え ば、「自 分 の 気 持 ち  
や 考 え を 表 明 し、尊 重 さ れ る こ と」「必 要 な 情 報 を 大 人 や  
社 会 に 求 め、集 め る こ と」な ど で す。





# 子どもの大切な権利を守り、子どもにやさしいまちづくり

## 【市が取り組むこと】

- 子どもの権利の周知と学びの支援をします。
- 子どもに対する虐待や体罰、いじめの予防と早期発見に取り組みます。
- 子どもの権利の侵害について相談することができる場や機会をつくります。
- 子どもの権利の救済が必要なときは、必要な支援をします。
- 市の取組を計画的に進めるため、行動計画をつくります。

## 【市と市民の相互の連携・協力】

市と市民が相互に連携・協力して、子どもの権利を保障していきましょう。

## 子どもの皆さんに伝えたいこと



あなたは、無限の可能性に満ちた、かけがえのない存在です。  
あなたには、幸せに生きる権利があります。だから、どうしたら自分が幸せになれるのかについて考え、調べ、学び、大人に伝えることができるのです。

大人は、あなたが充実した生活を送り、幸せに生きていくことができるように、あなたにとって最もよいことを第一に考え、見守ったり手助けをしたりします。

もし、つらいことがあったら、一人で悩まずに、周りの大人に相談してください。周りの大人に相談できないことは、いつでも

も「那珂川市子ども総合相談窓口」に相談してください。

あなたにとって最もよいことを第一に考え、手助けします。

那珂川市子ども総合相談窓口

☎092-408-1036

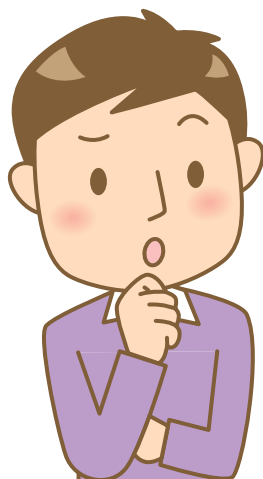
【相談の受付時間】●月～金 午前8時30分～午後5時（※祝日、年末年始はお休み）

✉ kodomoouen@city-nakagawa.fukuoka.jp

# 「那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例」

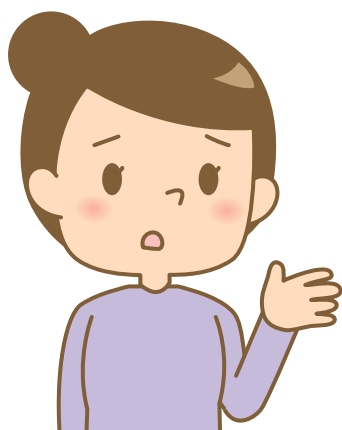
## って何だろう？

～みんなで正しい知識を身につけて、差別をなくすための行動を～



今日、学校の授業で部落差別についての話があったんだって？  
お父さんの子どもの頃も同じような授業があったんだよ。  
もう差別はなくなったと思っていたよ。

お父さんが子どものころから？  
先生は、今でも差別はなくなってないって言っていたよ。でも、そんな昔からあるなんて…。明日また学校で先生に聞いてみるね。



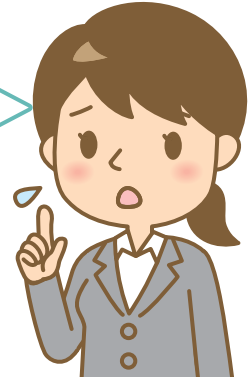
お母さんもなぜ今も部落差別が残っているか、知りたいわね。先生に聞いてみて。  
部落差別のおかしさに気付かない人が、なぜ未だにいるのかしら？





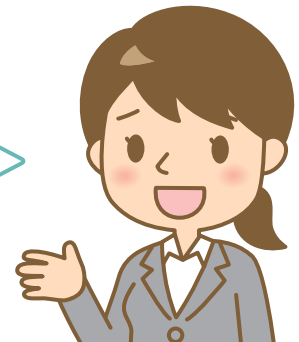
せんせい ぶらくさべつ じゅうぎょう いま おこな  
先生、部落差別についての授業が今も行われているって  
うことに、お父さんも驚いていました。お父さんも子ども  
のころに同じ授業があったんだって。お父さんは、もう差別  
はなくなっているだろう、って思っていたみたい。

そうね、残念だけど、今も差別はなくなっていないんだよ。  
今はインターネットで誰でもいろいろな情報を簡単に見られ  
る便利な世の中だけど、中には差別的で間違った情報もある  
ね。それをそのまま信じ込んでしまって、差別行動につな  
がっているのもあるね。まずはその情報が正しいかどうか、  
一度立ち止まって考えてみてね。わからないときは、うちの  
人や先生に相談しましょう。



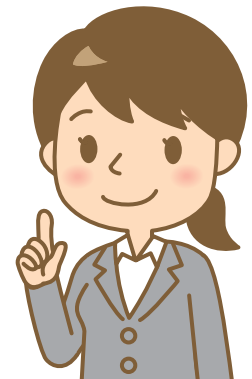
でも、インターネットでたくさんの人が書き込んで  
いたら、正しいって信じてしまうような…。

確かに!信じてしまいそうになるよね!そこで一度考えて  
ほしいんだけど、知らないところで自分の差別的な間  
違った情報を書き込まれていたら、すごく嫌な気持ちに  
ならない?



すごく、嫌な気持ちになるよ。

そうでしょう?だから、差別的な間違った情報を間違っ  
ているとちゃんと言えるように、今でも部落差別について学  
習しているのよ。あなたには、差別をしない人になってほ  
しい、差別などしなくてもいい生き方をしてほしいと思っ  
ているの。



れいわ ねん がつ な がわ し ぶらくさべつ かいしょう すいしん かん じょうれい し こう  
令和3年3月「那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。



差別をなくすためには、私たち一人ひとりが、差別を「自分自身の問題」として考え、理解することが必要なの。そのために、この条例では、「市の責務」や「市民及び事業者の役割」が明らかにされているわ。

## 市の責務

### 部落差別のない那珂川市を実現します

- 市民一人ひとりが部落差別について理解できるように努めます。
- 相談体制の充実を図ります。
- 部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行います。
- 部落差別の実態調査に係る調査を行います。

## 【市の取組】

- 部落差別をなくすため、様々な教育及び啓発活動を実施していきます。
- 同和問題講演会を主催していきます。
- 各区の人権問題研修会の講師の紹介などをしていきます。
- 市民の人権相談に対応していきます。

7月 同和問題街頭啓発



人権相談



7月 那珂川市同和問題講演会



12月 人権フェスタなかがわ



## 市民及び事業者の役割

- 部落差別をしないようにしましょう。
- 部落差別の解消に努めましょう。
- 部落差別を温存又は助長するようなことはしないようにしましょう。

部落差別について、正しい知識を身につけ、理解を深めましょう。

まずは、各区で開催されている人権研修会や、市が主催している同和問題講演会に参加してみることはじめましょう。

部落差別をなくすため、みんなで取り組んでいきましょう!という条例ができたんです。  
これからもみんなで一緒に部落差別をなくすために協力していきましょうね。

そうですね。差別をしない、許さないという気持ちをしっかり持てるように勉強していきましょうね。



部落差別をなくすためには、

市民の皆さんの協力が必要です。

力を合わせて部落差別をなくしましょう!

# ネット人権侵害と部落差別の現実

～コロナ禍で問われたこと～

那珂川市では毎年7月の同和問題啓発強調月間の期間中に同和問題講演会を開催しています。令和3年度は、一般社団法人山口県人権啓発センター事務局長の川口 泰司さんを講師に迎え、「ネット人権侵害と部落差別の現実～コロナ禍で問われたこと～」をテーマに、今なお起こっている部落差別の現実について講話をしていただきました。

## 1. 部落差別って今でもあるの？昔の話じゃないの？

今でも部落差別はあります。平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「**現在もなお部落差別は存在する**」ことが明記されています。これによって、客観的事実として差別が現存することが認められ、「部落差別はもうない、終わったこと」という意見は通らなくなりました。

## 2. 自分は差別しないから勉強しなくても大丈夫だよ。

「自分は差別しないから大丈夫」と思っている人は差別に対して無関心なのかもしれません。無関心なままだと部落差別について学ぶこともないため、厳しく言うと部落差別に対して、無知・無理解な人となってしまいます。無関心なままでは、部落差別について間違っただけの情報を見たとき、間違っただけと気付くことができずに簡単に信じてしまうことがあります。この間違っただけの認識が重大な部落差別事件を起こしてしまったこともあるんです。差別は見ようとしなければ見えないし、見抜く力がなければ見抜けません。だから「自分は差別しないから大丈夫」ではなく、「差別を許さない」という心を持ってほしいんです。

### 3.でも部落差別なんて見たことないよ。

見たことがないのではなく、気付いていないのかもしれませんが。現代の部落差別には

- 「部落差別はなくなっている、大したことない」【差別の無効化】
- 「部落の人は特権や利益のために『差別』と騒いでいるだけ」【余談と偏見】
- 「嫌われることをやっているから差別されて当然」【自己責任論】
- 「自分たちは『差別』ではなく『批判』しているだけ」【差別の正当化】

という特徴がありますが、これらは全て間違いです。これを信じていると差別に気付くことはできません。差別する側は常に被害者に責任をもっていきます。しかし、**どんな理由があっても、差別は正当化できません。**これを正しく知ることによって差別に気付くことができるようになります。

### 4.どんな差別が起こっているの？

現代はネット※2上での差別が深刻化しています。ネットでは誰でも簡単に情報を発信できますが、その情報は本や雑誌とは違い、第三者によるチェックはありません。そのため、差別的な内容の記事やデマ※3、フェイクニュース※4などがノーチェックで広く発信できてしまいます。そして、ネットの情報の拡散力は、書籍や新聞とは比べものになりません。一瞬でデマやフェイクニュースが広まってしまいます。

ネットやIT※5は法規制やルール作りが追いついておらず、ほぼ無法地帯となっています。自治体は日々モニタリング調査を行い、削除申請なども行っていますが、これだけで解決することはできません。その結果、**ネット上では、現実社会では決して許されないような差別が起こっています。**

中でも今問題になっているネット版「部落地名総鑑事件」は、ネット上での身元調査を事実上可能とした事件で、部落出身者や今も被差別部落に住んでいる人の個人情報  
を暴き、ネット上で晒す非常に悪質なものです。国会でも問題になっている大事件であるにも関わらず、法整備が追い付いていないために規制ができず、今も苦しめられている人が多くいます。

※2 ネット:ここではインターネットだけではなく、IT、人工知能、ビッグデータ、さまざまなアプリといった便利なサービスを指す。

※3 デマ:「デマゴギー」の略。事実と反するうわさのこと。

※4 フェイクニュース:虚偽の内容で作られたニュース。一般的にはインターネット上で発信、拡散される嘘のニュース。

※5 IT:インフォメーションテクノロジー(情報技術)の略。コンピューターやインターネットなどを使う情報処理や通信技術を総合してこう呼ぶ。

## 5. 間違った情報に気付くためには何に気を付けたらいいの？

ネット情報は、自分が見たい情報だけを見ることが可能です。自分に最適化された情報に囲まれている状態を**フィルターバブル**と言い、信じたい情報だけを信じる状態を**認知バイアス**と言います。ネット情報に触れる際にはこの状態になりがちですが、多様な価値観に触れることができなくなるため、**偏った知識が身についてしまい、差別意識の強化につながる恐れがあります**。ネット情報ではこのような状態になりやすいという事を知っておくことが大切です。

また、ネット情報、特にSNSは利用者も多く、拡散も容易ですが、その情報はデマ、フェイクである可能性があることを忘れないでください。良かれと思って拡散した情報が、人の命を奪ってしまうこともあります。拡散する前に、情報を信じる前に、「その情報の一次情報を確認する」「当事者の声を聞く」「ネガティブな情報の拡散はすぐには行わず、一度、冷静になって考える(態度を保留する)」といった行動をとることで、デマやフェイクの拡散を防ぐことができます。

このようなネット情報の特徴を理解し、デマやフェイクに騙されないように気を付けましょう。

## 6. 気付けるようになるために必要なことは？

正しく知り、理解することが必要です。

昔は部落について周りの人からの情報があったり、部落の方との関わりがあったりしましたが、今は部落問題について知らない人も多くいます。そういった方がネット上の「差別意識にまみれた情報」を信じてしまい、新たな差別が生まれる危険性が高くなってしまいます。

**新たな差別を生まないためにも、正しい知識を得られる人権学習が必要なのです。**



## 7. じん けん がく しゅう どんな人権学習をすればいいのだろうか。

### ① かお み ぶ らく もん だい がく しゅう 顔の見える部落問題学習

きん ねん じん けん がく しゅう 近年の人権学習はリアリティーがないといわれています。とう じ しゃ こえ き じつ さい 当事者の声を聞く、実際の  
さ べつ じ しょう まな かん がく しゅう ひつ よう 差別事象から学ぶなど、リアルに感じることでできる学習が必要です。

### ② はん さ べつ 反差別のロールモデル<sup>※6</sup>となる

さ べつ もん だい さ べつ う とう じ しゃ ぜん めん た たたか これまで差別問題は、差別を受けた当事者が前面に立って戦ってきました。でも、被  
がい しゃ たたか まわ こえ じょ せい さ べつ 害者を戦わせるのではなく、周りが声をあげてほしいんです。女性差別があったら  
だん せい ぶ らく ひと さ べつ ひと こえ たい せつ 男性が、部落の人が差別されていたらそうでない人が声をあげることが大切です。

### ③ とつ けん かんが マジョリティ<sup>※7</sup> 特権を考える

さ べつ もん だい 差別はマジョリティの問題です。ゆう い い じ かく マジョリティは優位に生きていることを自覚する  
じ ぶん ゆう い き づ たい せつ こと。自分の優位さに気付いておくことが大切です。

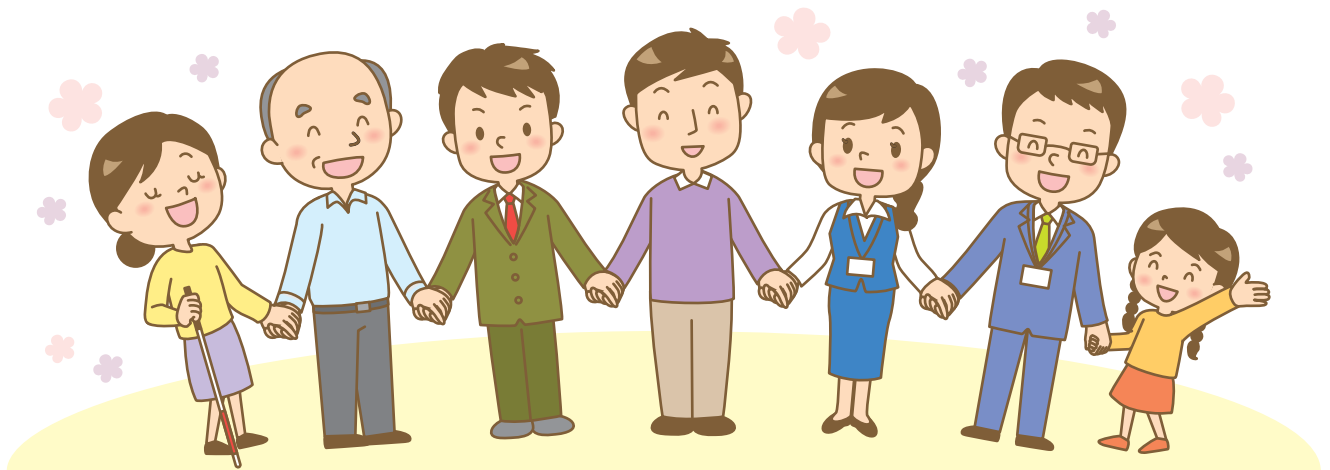
### ④ じ こ かい じ そん ざい 「自己開示」とキャッチャーの存在

みな まわ さま さま かんが 皆さんの周りには様々なマイノリティ<sup>※8</sup>の方がいます。かた かん あん しん じ こ かい じ その方が安心して「自己開示」  
ひと はな だい じょう ぶ おも そん ざい できるよう、「この人には話しても大丈夫」と思われる存在、「キャッチャー」になって  
おも ほしいと思います。

ふ もく ひょう も じん けん がく しゅう たい せつ このようなポイントを踏まえ、目標を持った人権学習が大切です。

## 8. さい ご 最後に

あら ぶ らく さ べつ う 新たな部落差別を生まないためにも、ただ し ただ り かい みなさんには正しく知り、正しく理解してもらい  
おも おも すこ はや とう じ しゃ あん しん せい かつ ぶ らく さ べつ かい たいと思います。そして、少しでも早く当事者が安心して生活できるよう、部落差別解  
しょう む とも と く 消に向け、共に取り組んでいきましょう。



※6 く たい て き こう どう かん が か た も は ん じん ぶ つ ロールモデル: 具体的な行動や考え方の模範となる人物。

※7 た ずう しゃ た ずう は マジョリティ: 多数者、多数派。

※8 しょう ずう しゃ しょう ずう は けん り いく こう そう よわ た ち ば ひ と マイノリティ: 少数者、少数派、権力構造において弱い立場にいる人。

# 人権問題に関する相談窓口

## 人権問題・人権全般に関すること

- 那珂川市人権政策課…………… 092-953-2211
- 那珂川市人権センター 人権・生活・困りごと相談室…………… 092-952-9375
- ふくおか人権ホットライン…………… 092-724-2644
- 福岡法務局筑紫支局…………… 092-922-2881

## 同和問題に関すること

- 那珂川市人権政策課…………… 092-953-2211
- 那珂川市教育委員会社会教育課…………… 092-952-2092

## 子どもに関すること

- 子どもの人権110番…………… 0120-007-110
- こども総合相談窓口…………… 092-408-1036
- 那珂川市保健センター…………… 092-953-2211
- 那珂川市教育委員会学校教育課…………… 092-953-2211
- 恵子児童館子ども丸ごと相談室…………… 092-953-0159
- 福岡児童相談所…………… 092-586-0023
- 児童相談所全国共通ダイヤル…………… 189

## 障がい者・高齢者に関すること

- 福岡県障がい者110番…………… 092-584-6110
- 那珂川市高齢者支援課…………… 092-953-2211
- 那珂川市地域包括支援センター…………… 092-953-2211
- 那珂川市福祉課…………… 092-953-2211
- 福岡県高齢者総合相談センター(シルバー110番)…………… 092-584-3344

## 女性に関すること

- ちくし女性ホットライン…………… 092-513-7335
- 那珂川市人権政策課…………… 092-953-2211
- 福岡県男女共同参画センターあすばる相談室…………… 092-584-1266

## LGBTに関すること

- 福岡県LGBTの方のDV被害者相談ホットライン…………… 080-2701-5461
- 福岡県弁護士会LGBTに関する無料電話法律相談…………… 070-7655-1698